

第18回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会

日時 令和5年3月26日(日)

14:00～16:20

場所：香川県庁北館402会議室

(事務局のみ参集。その他はウェブ会議システムにより出席)

出席委員(○印は議事録署名人)

永田委員長

○河原委員

鈴木委員

高月委員

中杉委員

松島委員

○門谷委員

I 開会

- (西原副知事から挨拶)

II 会議の成立

- 事務局から、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会委員7名中7名が出席しており、設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることを報告した。
- 議長(委員長)から、直島町の欠席と、特段の意見はなかったことを報告した。

III 議事録署名人の指名

- 議長(委員長)が出席委員の中から、河原委員と門谷委員を議事録署名人に指名した。

IV 傍聴人の意見

<公害等調整委員会>

- (公害等調整委員会)施設の撤去それから整地が予定どおり完了し、これから地下水の水質改善の状況を見ていくという新しいステージに移っていくと聞いている。これか

らどの程度時間がかかるか分からないというところが大変難しいかと思うが、どうか関係者の皆様方には、調停条項の完全な履行までご尽力いただきたいと思っているので、よろしく願います。以上である。

<豊島住民会議>

○（豊島住民会議）豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の先生方には、長期にわたり精力的に取り組んでいただき、心からお礼申し上げます。

以下に本日検討していただきたいことを申し上げます。

1、資料Ⅱ／6-1、令和5年度豊島処分地維持管理事業等の概要で、第2次フォローアップ委員会の開催頻度が説明されているが、処分地の維持管理マニュアルどおり管理されていない突発的な事象が起こった場合の対応はどうか。9月に第1回開催では遅いと思う。4月以降の早い時期に第1回を開催して維持管理等について確認する必要があると思うので、慎重に審議をお願いします。

2、資料Ⅱ／6-3 処分地の維持管理マニュアルが提案されているが、日常的な現場の管理をどうするのか。香川県職員の現場確認の頻度や連絡体制について、検討が必要だと思う。緊急時については、1日に100mm以上の降雨の場合は臨時に県職員が現場確認とあるが、それ以下の降雨の場合に処分地の異常があった場合には、豊島住民が第一発見者となって香川県に通報する場合が想定されるので、連絡体制に書き込む必要があると思う。

3、資料Ⅱ／7、豊島処分地における地下水浄化に関する報告で、8ページに今後の見通しということで、推計結果が一覧表にまとめられているが、環境基準以下になるまでの期間にばらつきがあり、モニタリングを継続して予測を行う。また、自然浄化促進策として、浸透池を活用して、雨水によって浄化を促進する。浸透池の底泥を適宜除去して自然浄化を促進するとあるが、どのように管理されるのか、香川県の職員による現場確認の頻度が3か月に1回でよいのかなど、管理方法を説明してほしい。

また、梅雨による大雨や台風のことを考えれば、早い時期に第1回を開催して、新しい委員も就任されるので、維持管理マニュアルの妥当性について第2次フォローアップ委員会として共通認識を持っていたほうがよいと思うので、検討をしていただきたいと思う。

以上である。

○（委員長）ありがとう。

基本的に先ほども資料の番号を挙げて言われているから、そのところで今の質問なりコメントに対する回答なり対応なりを決めさせていただければと思っている。よろしいだろうか。

○（豊島住民会議） はい。

○（委員長） それでは、議題のほうに入る。議題の1番目、進捗状況の話である。その11ということでどうぞ、事務局のほうから説明してほしい。

V 審議・報告事項

1. 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況

（1）令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況（その4）（報告）

【資料Ⅱ／1-1】

○（県） それではまず資料Ⅱ／1からご説明させていただきたいと思う。まず資料Ⅱ／1-1は、令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況（その4）となっている。ここについては、「令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要」を冒頭、定めていただいている、これに従い実施している本事業の進捗状況をご報告申し上げます。

まず、1ページ2.1になるが、処分地では、了承いただいた「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に基づき、地下水検討会の指導・助言・評価のもと追加的浄化対策を実施したのち、対策停止状態で地下水状況を確認して、追加的浄化対策の終了が了承された。詳しく資料Ⅱ／4でご報告する。

なお、現時点ではリバウンドは発生していないので、リバウンド対策は実施していない。

また、前回フォローアップ委員会です承された目次に基づき作成した、「豊島処分地における地下水浄化に関する報告書」の素案について、資料Ⅱ／7でご審議いただいている。

次に、（2）地下水浄化の進捗管理と環境基準の到達・達成状況の評価では、前回フォローアップ委員会以降に実施した地下水浄化の進捗状況について、資料Ⅱ／4で審議いただいている。環境基準に到達したと判断した場合は申請し、審議いただくこととなっているが、現時点で環境基準の到達の承認はされていない。

撤去のほうであるが、「処分地の整地工事に関する基本方針」に基づき、順次、基本計画書、実施計画書の審議・了承いただいたうえで、整地工事を実施して、こちらも完了している状況となっている。

2ページに進み、豊島廃棄物等処理事業報告書の作成については、委員長及び事務局で各委員からいただいた意見に基づく修正案を作っている。資料Ⅱ／8で審議いただく。

先ほども出てきた、地下水浄化の達成状況に関する追加評価であるが、新たな水質モニタリング結果をもとに再計算した結果を、資料Ⅱ／7でご審議いただく。

また、遮水機能の解除の影響に関する北海岸前の海域での生態系調査については、ガラモ場調査を遮水機能解除後の今年の2月5日に実施したことから、その調査結果の速報を資料Ⅱ／9－2でご報告する。

なお、遮水機能の解除前後の比較に関する検討結果については、次回以降のフォローアップ委員会でご報告させていただく予定としている。

(7)の令和5年度以降の豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の対応方針として、フォローアップ委員会の組織等の見直しについて、前回フォローアップ委員会でご承認いただいている。

次のページに行くが、こちらからが地下水検討会での検討内容となっている。

まず、処分地では、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に基づき、一部の区画で追加的浄化対策を実施してきた。

また、フォローアップ委員会では、この追加的浄化対策やリバウンド対策の終了要件が決定されていて、地下水検討会ではその終了の確認について審議してきている。前回の地下水検討会で、全ての局所的な汚染源において追加的浄化対策を終了することが確認されている。その状況を資料Ⅱ／4で報告し、ご審議いただく。

次に、(4)になるが、「豊島処分地の水管理マニュアル」に基づき、処分地の対応を実施しているが、これまで特段の問題は発生していない。

「環境基準の到達・達成マニュアル」に基づき、地下水計測点のモニタリングを継続している。その結果を資料Ⅱ／4でご報告する。現時点でリバウンド等は確認されていない。また、このマニュアルに定める基準を満たせば環境基準の到達及び達成を申請し、検討会で審議することとしているが、現時点で環境基準の到達の承認はなされていないところとなっている。

続いて、4ページに行く。こちらは撤去検討会での検討内容となっている。昨年度から、豊島処分地では豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事を開始している。この工事については、改訂された「豊島廃棄物等関連施設の第Ⅱ期工事に関する撤去手順」に基づき実施してきている。現在の進捗状況等の詳細を資料Ⅱ／1－3、この後ほどになるが、ご報告をする。

また、令和4年度に撤去を実施する施設について、順次、そこに書かれている1)～3)の施設であるが、それぞれ、撤去検討会で基本計画書、実施計画書の下承をいただいた後に撤去工事に着手し、これまでに完了している。

また、撤去工事は、実施する工事の実情を踏まえ、第16回撤去検討会で改訂された撤去手順に従い、撤去工事を行って完了したところとなっている。

豊島内関連施設第Ⅱ期工事の撤去完了の確認では、県の管理期間に必要な施設等を除き全ての施設を撤去し、それを踏まえた整地工事が完了したことから、松島委員に現地を確認いただき、その結果を踏まえ、撤去検討会にて、施設の撤去等の完了を確認いただいた。その内容を資料Ⅱ／5でご審議いただく。

またこの第Ⅱ期工事である、内容としては遮水機能の解除工事や高度排水処理施設等の各撤去工事に関する報告書の作成は、撤去検討会にて了承いただいた目次案に基づき、その素案を今日の午前中の第18回撤去検討会で報告、ご審議いただいた。これらの報告書については、意見集約後に座長と相談のうえ、報告書を完成させる予定となっている。

【1-1から1-3は一括して議論】

(2) 豊島処分地の地下水浄化対策等の状況（その11）（報告）【資料Ⅱ／1-2】

○（県）資料Ⅱ／1-2の説明をさせていただく。豊島処分地の地下水浄化対策等の状況（その11）となっている。

先ほど来、何度か繰り返しているが、この豊島処分地の地下水浄化対策については、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に従って実施している追加的浄化対策になるが、1ページ表1にお示している3区画で今までやってきている。表1、実施状況のところに記載しているとおり、対策を停止し、地下水モニタリングを行い、HS-D西の地点については、これは表1の一番下になるが、第27回地下水検討会で、残るHS-⑩とHS-⑳の2地点については、先般行った第28回の地下水検討会で対策終了を承認いただいたところとなっている。

また、「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に基づき、地下水計測点⑩⑳㉑、D西-1の4地点において、環境基準の到達に向けたモニタリングを実施している。これらの状況を資料Ⅱ／4でご報告する。

2ページに進み、豊島処分地における地下水浄化の今後の見通しに関し、複数の計算方法での検討を行ってきている。資料Ⅱ／7でご報告していく。

【1-1から1-3は一括して議論】

(3) 豊島事業関連施設の撤去等の状況（その11）（報告）【資料Ⅱ／1-3】

○（県）資料Ⅱ／1-3、豊島事業関連施設の撤去等の状況（その11）である。

豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事に関する手続きの状況であるが、第Ⅱ期工事については、令和3年度から実施してきた。第Ⅱ期工事の概況を2ページ表1でお示ししているので、ご確認いただきたいと思います。今となつては、残置する施設、もしくは引き渡し時に撤去する施設を除き、撤去が必要な施設は全て撤去が完了している。

3ページに進み、前回フォローアップ委員会で、撤去を施工中であった各工事の状況をお示ししている。(2)では、揚水井や観測井の撤去工事についてであり、表2のとおりの手続き状況、それと、実施計画書の審議・了承後、撤去工事に着手し、こちらは本年1月で完了している。

次に(3)は、貯留トレンチ、新貯留トレンチ、積替え施設（下部）、トラックスケール、積替え施設周辺道路、下流側の排水路の撤去工事についてであるが、これらの手

続き状況は、表3のとおりとなっている。表3は3ページから始まり4ページの途中まで続いているが、使用する重機の違いや、施工監理の面から2つの業者に分けて工事を実施している。こちらの工事も本年3月に終了している。

(4) 処分地の整地関連工事、それから導水管呑口部及び地下水浄化関連施設の改修工事については、その手続き状況は表4のとおりとなっており、必要な手続きを経た後、撤去工事に着手して、本年3月に完了している。

4ページ2になるが、撤去についての第Ⅱ期工事等が完了したことから、3月16日に、工事の完了について松島委員の現地調査を受け、その状況を撤去検討会に報告し、確認をいただいている。フォローアップ委員会でも併せまして資料Ⅱ/5で報告させていただきたいと思っている。

以上、資料Ⅱ/1-1から1-3までの説明となる。よろしく願います。

【1-1から1-3は一括して議論】

- (委員長) どうもありがとう。いかがか。気になっているのは、午前中の撤去のときに、継続用の電柱を新設するような話があったのだが、今、資料Ⅱ/1-3の2ページ目の表1というのがあるだろう。
- (県) はい。
- (委員長) そこに、⑥-6で電柱と、この電柱というのは、違う電柱の話か。
- (県) これは違う。
- (委員長) そうすると、新設する、あるいは改修する、その上の⑥-4-4の呑口部なんかは、改修するとちゃんと書いてあって、午前中に話のあった電柱は、ここには記載がないということか。
- (県) はい、これはない。
- (委員長) それは、重大な落ちだ。そうだろう。分かっているのだろう。そちらはもうそういうものを設置するということが分かっていたのに、なぜここに記載していないのか。
- (県) そうである。ぶら下げる支柱。
- (委員長) そうだではない。改修する話や新しく設置するような話も、ちゃんと書いて、

それで引き渡しの際に、それは撤去するなら撤去するという格好にしていかななくてはいけないから、これはもう一度、修正バージョンを出すように。

○（県）はい。表1の中に。

○（委員長）同じように、表4にも、それが入ってこないとおかしいのだと思う。これ、表4は撤去ではないだろう。整地関連で貯水池みたいなものを造るとか、あるいは、呑口部を改修するとかいう話なのだから、あなたは、撤去の話みたいにして話していたけど、残置する施設についての話なのだから、それもはっきり分かるような書きぶりにして、その中にさっきの話を入れるように。

○（県）承知した。

○（委員長）あと、いかがか。また、関連する話が出てくるかと思うので、ここへ戻ってまたご議論いただく必要があればご指摘いただいて、次に進ませていただく。

議題の2つ目、地下水・雨水等の対策検討会の審議概要ということで、どうぞ、事務局、説明してほしい。

2. 第28回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の審議概要（報告）【資料Ⅱ／2】

○（県）資料Ⅱ／2、地下水の検討会の審議概要についてご報告する。第17回フォローアップ委員会以降に開催されました、第28回の審議結果の概要をご報告させていただきます。

第28回の地下水検討会では、まず第17回フォローアップ委員会での決定事項をご報告した後、検討会開催までの処分地での地下水の状況を報告したうえで、区画毎及び局所的な汚染源でのモニタリング結果をお示しした。

また、1ページの3.になるが、追加的浄化対策の終了の確認（その3）では、局所的な汚染源HS-⑩、⑳について、対策を停止した状態でのモニタリング結果や浄化対策の実施状況を整理・報告して、審議の結果、追加的浄化対策の終了が確認され、処分地内全ての地点で浄化対策が終了した。

なお、揚水井⑩-6については、観測井⑪で濃度上昇等が発生した際に確認できるよう、井戸を残しておくよう意見があり、現地では残置しているという状況になっている。今回のフォローアップ委員会で、資料Ⅱ／4、地下水浄化の進捗管理でご審議いただきたいと思っている。

2ページに進み、フォローアップ委員会から今後の地下水浄化の見通しについて、再度整理するよう指示があったことを受け、その推計方法について3通りの案を示すと

ともに、自然浄化を促進することが有効であることをお示しし、今回も資料Ⅱ／7でご審議いただきたいと思っている。

また、5になるが、令和5年度に実施する地下水モニタリング及び周辺環境モニタリングの実施方針についてお示しして、了承を得ている。なお、追加的浄化対策の終了が認められたため、環境計測を終了することについても了承を得ている。これは合わせて資料Ⅱ／6-2でご審議いただきたいと思っている。

以上となる。よろしく願います。

- (委員長) はい。中杉先生、これは後でまとめてご意見を頂戴したほうがいいだろうか。
- (委員) 分けて議論してもしょうがない。後のほうがいい。
- (委員長) 分かった。では、先に行かせていただく。次が撤去のほうの審議概要ということで。

3. 第18回豊島事業関連施設の撤去等検討会の審議概要(報告)【資料Ⅱ／3】

- (県) 資料Ⅱ／3、撤去等検討会の審議概要となる。前回フォローアップ委員会からの後ということになるので、第18回の撤去検討会の審議概要となるが、これは本日午前中の開催となっている。

まず、第17回フォローアップ委員会です承された事項のうち、撤去検討会に関連するものについてご報告させていただいた。

その後、令和4年度に実施あるいは検討する撤去工事等の実施状況及び予定について報告した後、その工事等の手続状況等について報告し、それぞれ、撤去工事が完了したことをご報告した。

今年度実施すべき撤去工事が完了したことから、3月16日に松島委員による現地確認を実施したことを報告し、その状況を基に第Ⅱ期工事等の完了に関する現地確認についてご報告し、第Ⅱ期工事等の完了について、審議・了承をされた。

また、第Ⅱ期工事等に関する報告書についてご審議いただき、今後のこの報告書に関するスケジュールも含め、了承されたところとなっている。

以上、第18回の撤去検討会の審議概要についてのご報告となる。よろしく願います。

- (委員長) これもよろしいだろうか。審議状況の報告であるので。
それでは、続けて、資料Ⅱ／4の地下水浄化の進捗管理(その5)という資料を説明してもらおう。この後、中杉先生からもコメントをいただいたほうがいいと思う。どうぞ。

4. 地下水浄化の進捗管理（その6）【資料Ⅱ／4】

○（県）地下水浄化の進捗管理（その6）、資料Ⅱ／4になる。地下水浄化の進捗管理（その6）については、「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に基づき実施している地下水計測の結果、及び決定された「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」に基づく審議結果についてご報告する。

まず、局所的な汚染源ごとの追加的浄化対策の実施状況となるが、先ほど資料Ⅱ／1-2のほうでもお示ししたとおり、処分地内3箇所を実施してきた。この追加的浄化対策を実施している箇所については、その対策を停止した状態で終了要件への適合状況を確認するため、表1をご確認いただきたいと思うが、こちらに示すと通りの日程で浄化対策を停止し、モニタリングを実施した。

3箇所での終了要件の確認状況は、2ページ表2にまとめているが、こちらのとおりであって、HS-D西については、第27回地下水検討会で追加的浄化対策の終了が承認されていて、HS-⑩、⑪の2箇所については、先般行った第28回地下水検討会で浄化対策停止後のモニタリング結果と追加的浄化対策の状況を別添1のとおり取りまとめ、内容を審議いただき、終了要件を満たしていることと決定されたので、追加的浄化対策を終了することとなっている。

別添1がお手元資料の後ろのほうに付けさせていただいていると思うが、そちらをご確認いただきたいと思う。表紙としては3箇所付けているが、この別添の中も、HS-⑩についての説明資料としては添付-1、HS-⑪の説明資料として添付-2、それから、周辺でどういう追加的浄化対策をしたかということをそれぞれ参考資料としてお付けしている。それぞれ添付-1と添付-2のほうに、観測井における追加的浄化対策停止後の濃度の推移、添付-1でしたら2ページになってこようかと思うが、こちらに停止後の濃度の推移、それから終了要件の確認に必要な追加的浄化対策の実施状況、関連する浸透池及び揚水井等の水質モニタリング結果を取りまとめてご審議いただいた。

審議の結果、2ページの表2に戻るが、HS-⑩、⑪についても追加的浄化対策の終了要件を満たしていることと決定されたところとなっている。

2ページ3.からは、環境基準の到達に向けた地下水のモニタリング調査の状況をお示ししている。計測点となっている4地点で、それぞれ本年1月～3月前半、具体的には3月7日の調査結果というかたちになるが、ここまでの結果を2ページ表3から4ページ表7にお示ししている。排水基準の達成後、排水基準の超過は確認されていない。大きな濃度上昇の傾向は確認されていないが、1,4-ジオキサンやベンゼンは、いずれかの時期に環境基準の超過が見られるという状況となっている。また、D西-1の有機塩素化合物は、継続的に環境基準に適合する状況には今のところは至っていないという状況である。現時点でリバウンドは確認されていないので、リバウンド対策は実施して

いない。

また、5 ページ表 8 には、排水基準の達成後、今年 3 月までの水質調査結果を一覧表でお示ししている。また、処分地の状況が変化したイベントごととして、遮水機能が解除された時期や、地下水浄化、追加的浄化対策を一時停止していた時期とか、それぞれのポイントに近いところでいつ対策を停止したかというところをお示ししている。

資料Ⅱ / 4 のご説明については以上となる。よろしく願います。

○ (委員長) ありがとう。中杉先生、コメントよろしいか。

○ (委員) これは、HS-⑩というのは、観測井戸でいくと⑩-5 である。そこにある HS-⑩の対策をやめるかどうかという話と、HS-⑩をどうするかということで、前回は検討会の前に揚水井の濃度が少し上がってきている。観測井戸の濃度も若干上昇気味である。これは少しそのまま行ってしまうとまずいということで、それ以上上昇しないかどうか。特に HS-⑩-6 は、排水基準を超えてしまったということもあり、そこを確認しようということで、その結果、少しずつ下がっている。上昇し続けることはなさそうだということで、一応、今回は終了ということにした。

ただ、HS-⑩については排水基準を一時超えてしまったこともあるし、観測井⑩のほうでそれを観測し続けるわけだが、そこで濃度が上がってきてしまったとなったときには、そのホットスポットの濃度がどうなっているかというのを確認できないのはまずいのではないかとということで、井戸だけは残しておいてくれということで、県にお願いして、OK ということで、そうしていただいている。

○ (委員長) はい。どうもありがとう。よろしいだろうか。何かご質問等あったら願います。

資料の付け方、細かいことだが、今、この資料についているのは、地下水検討会で出された資料の資料 18・Ⅱ / 4 の別添 1 という資料で全部統一して付けられているというふうを考えていいか。

○ (県) そうである。

○ (委員長) その後で、⑩の資料がまた添付とか別添とかいろいろ付いて出てくるものだから、見ている人間とするとごちゃごちゃになるのではないかという気もしていて。

こういうときに、上書きを付けてしまったほうが分かりやすすくないか。今後の話も含めて。資料のその 3 というのに、今回の資料の番号を上の方に付けているのだけど、そうではなくて、まとめて地下水の検討会の資料について、全体として資料 18・Ⅱ / 4 の別添 1 だというような、1 枚、紙を挟んで付けてもらおうと、きっともう少し分かり

やすくなるかと思っているので。ちょっと今後、資料の付け方をよく考えて対応していただけないか。いろんなところを引用してやっていると、それぞれの資料の別添とか添付とかいうのがたくさん出てくる資料だと、ごちゃごちゃになってしまうという感じを受けている。内容とは直接関係ないが。

内容のほうからすると、追加的浄化対策はこれで終了ということになったので、じっくり、停止した状態で見て判断していただくということになったので、ぎりぎりにはなりましたが、一応、追加的浄化対策はこれで終了。

それでは、次は。

○（県）次に資料Ⅱ／5のほうに進めさせていただいてよろしいか。

○（委員長）第Ⅱ期工事等の完了の状況か。はい。

5. 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等の完了の状況（審議）【資料Ⅱ／5】

○（県）資料Ⅱ／5、今も永田委員長のほうから紹介があったが、第Ⅱ期工事等の完了の状況ということで、資料の説明をさせていただく。

豊島内関連施設のうち、第Ⅱ期工事については、施設の撤去、整地等が完了したために、3月16日に撤去検討会の松島副座長の現地確認を受け、先ほど第18回撤去検討会で、審議概要としてご報告させていただいたが、審議をいただいて了承を得たところとなっている。

まず、別添をご確認いただければと思う。今回この第Ⅱ期工事の撤去工事の実施にあたっては、撤去検討会の指導・助言・評価のもと、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針」と「基本計画」を定めるとともに、各種ガイドライン・マニュアル等を作成し、計画段階から、周辺環境の保全や作業の安全に配慮して実施してきた。

遮水機能の解除では、松島副座長が座長となったワーキンググループを組織して、遮水機能の解除に関するガイドライン・マニュアルの作成に繋げ、これらに基づき工事を実施し、報告書として取りまとめている。

また、工事の実施では、第Ⅱ期工事に関する撤去手順を定め、各工事間の調整を行うとともに、検討会で審議・了承された基本計画書及び実施計画書に従い、順次、工事を実施してきた。

撤去工事着手後は、実施状況を検討会に報告し、先日3月16日に撤去検討会の松島副座長の現地確認を受け、これには豊島住民会議も立会してもらったというところとなっている。

撤去対象施設に関する各施設の現地確認の概況を表1～7、確認状況を写真1～1

4、施設の位置図を別紙1にお示ししている。

具体的に、1、2ページには、雨水の集水・貯留・排除施設、排水路や沈砂池、承水路等の概況を表1に、施設の撤去前と3月16日の現地確認のときの写真を写真1～4に、2ページにわたってお付けしている。

3ページは、遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設と遮水機能の解除関連の概況を表2に、今までと同様であるが、撤去前と確認時の写真を写真5に付けている。以前あった遮水壁がなくなってというところが分かるかと思う。

4ページに進み、その他地下水の集水・貯留・送水施設として、集水井や貯留トレンチ等の概況を表3に、撤去前と確認時の写真を写真6～8、4ページ中となるが、お付けしている。

5ページには、高度排水処理施設と簡易地下水処理施設の概況を表4に、撤去前と現地確認時の写真を写真9に、及び、5ページの真ん中から下になるが、その他の施設である積替え施設上部下部、トラックスケール等の概況を表5に、撤去前後の写真を5ページの写真10から6ページ写真12にかけて、お付けしている。

6ページ後半部分になるが、こちらは処分地外周からの雨水集水・排除施設、表6にあるとおり、外周排水路上流部、下流部となっている。こちらの撤去を6ページ写真13にお付けしている。

また、7ページには、観測井、揚水井及び整地関連の概況を表7と写真14に合わせてお付けしている。

以上、7ページまでが第Ⅱ期工事で撤去する施設である。令和5年度以降も残置する施設があり、表8にその概況をお示ししている。今までの資料の中で委員長から指摘のあった電線のポールについては、ここに記載ができていないので、それは記載させていただければと思っている。

これらの施設についても、3月16日の現地確認に合わせてご確認いただき、その状況を8ページ後半部分の写真15から9ページ写真24にかけてお付けしているので、ご確認いただきたいと思う。

また、10ページには、整地ができたときに、視覚的によく分かるようにということで、この豊島の関連施設があったころと、それから、整地が終わったときの写真を付けている。上側、写真25が平成17年7月なので、まだ現地では豊島廃棄物を掘削して中間保管で梱包して密閉型のトラックで運搬をしていたころ。逆に言ってみれば、豊島の施設が全部そろっていた頃の写真をお付けしている。写真26が令和5年3月に処分地の整地が終わった後で、ドローンを使って撮った写真を付けさせていただいている。

ただ、写真26のほうはまだちょっと南側、ちょうど栈橋があったところが写っていないので、それは工夫して、写真を追加して付けさせていただければと思っている。

説明は以上となる。よろしく願います。

- （委員長）はい、どうも。さっきも電柱というか、電源のポールがあったのと、柵の話、前から私も申し上げている、貯水池の柵か。その話もちょうと入れて。
- （県）はい。併せて入れさせていただく。
- （委員長）それから、午前中に鍵の話があった。写真 23 のゲートの鍵か。それもここに記載しておいたほうがいいのではないか。鍵も交換したと。今日の指摘を受けて。
- （県）はい。
- （委員長）それは、ちゃんと入れておくように。
- （県）23 の注釈のところそれぞれ入れさせていただくということによろしいか。
- （委員長）分かった。ただ、柵や電柱の話は、いろんなところで修正しないと駄目だ。次の別紙 1 とか、別紙 2 の中でも修正しなければいけない箇所が出てくるのだから、そこにもちゃんと入れないと駄目である。この図面。
- （県）承知した。
- （委員長）その辺のところは、まず、そっち側で修正してみしてほしい。後で。この現地確認は、松島先生に行っていた。何かコメントはあったら、お願いしたいと思う。
- （委員）先ほどと同じ内容になってしまうが、3月16日に豊島住民の方々と一緒に現地を回らせていただいた。現地はまったく変わってしまって、どこに何があるのかさっぱり分からない状態で、やはり、物をなくしてそれを確認するという作業はなかなか大変なもので、それで、前にあった写真、つまり、既存のときに撮った写真を見ながら、背景と合わせてここだということを確認して、写真を1つ1つ撮って確認した。残置するものも同時に全て見て回り、全体を回って帰ってきており、先ほど話があった電柱についても、だいたいこの辺だということも説明を受けて確認している。以上である。
- （委員長）そうか。分かった。ありがとう。今、先生の言われたような話を少し簡略化することになるかもしれないが文章化して、ここにも入れさせていただき、午前中の分も若干修正させていただくように対応していくので、よろしく願います。

○（委員） よろしく願います。

○（委員長） はい。あと、いかがか。よろしいか。それでは、この資料もご了承いただいたということで、次が議題の6番目か、令和5年度の第2次フォローアップ委員会の事業の概要である。これはさっきご質問があったところかと思う。どうぞ。

6. 令和5年度に第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会が行う事業等の概要

（1）令和5年度の豊島処分地維持管理等事業の概要（審議）【資料Ⅱ／6－1】

○（県） 資料Ⅱ／6－1、令和5年度の豊島処分地維持管理等事業の概要についてご説明していく。

これまでご説明してきたように、処分地の整地工事等が完了し、今年度末で豊島廃棄物等処理施設撤去等事業が終了することになる。令和5年度からは、自然浄化により地下水の環境基準が達成されるまで、水質モニタリングを継続するとともに、豊島処分地の維持管理等を行うことになる。

3ページの表をご覧くださいいただければと思う。令和5年度の第2次フォローアップ委員会の工程表になる。上から順番にご説明させていただく。

委員会の開催については、9月と3月の2回を計画している。豊島処分地の地下水浄化対策の実施については、「環境基準到達・達成マニュアル」に基づき、モニタリングを継続することとしている。なお、リバウンドの現象が確認された場合は、リバウンド対策を実施することとしている。

地下水の環境基準の到達及び達成の確認及び状況の評価については、環境基準のマニュアルに基づき、到達または達成について確認の要件に適合すると判断した場合について、モニタリングの結果を整理して第2次フォローアップ委員会に申請を行い、フォローアップ委員会のほうでその確認を審議いただくということになる。

次に、地下水浄化の見通しと課題への対応については、今後、地下水モニタリングの結果等からも地下水浄化の見通し及び課題について審議いただく予定としている。

次の周辺環境モニタリングの実施についても、実施方針に従い周辺環境モニタリングを実施し、その結果について第2次フォローアップ委員会に報告することとしている。

処分地の維持管理の実施については、後ほど資料Ⅱ／6－3でご審議いただく、「処分地の維持管理マニュアル」に基づき、処分地内の維持管理を行うこととしている。冒頭、安岐事務局長さんのほうから、突発的な事象が起こった場合の対応についてのご質問があったが、これについては、これまでの対応と同じく、異常時・緊急時等は、その状況等を確認し、フォローアップ委員会の先生方にご報告し、委員会の指導・助言を受けて、適切に即座に対応することとしている。

遮水壁の解除の影響に関する北海岸前の海域での生態系調査については、遮水機能解除後の北海岸前の海域での生態系の調査結果を取りまとめ、報告書を作成することとしている。調査自体は終わっている。併せて、これまで不定期に行ってきた調査結果も含めて比較等をして、報告書をまとめる作業を進めていく。

次の令和6年度の豊島処分地維持管理等事業の計画策定については、令和5年度の事業の実施状況を踏まえ、令和6年度に実施する事業の計画を策定し、来年3月にご審議をいただく予定としている。

その他については、必要に応じて各種マニュアル等の作成、改訂等を行う。それと、これまでの委員会資料等の公開に関する進捗状況を報告することとしている。

【6-1から6-4は一括して議論】

(2) 令和5年度における各種調査の実施方針（審議）【資料Ⅱ／6-2】

- （県）資料Ⅱ／6-2、各種調査の実施方針については、令和5年度からは、「豊島処分地維持管理等事業」として事業の内容がこれまでと大きく変わることを踏まえ、令和5年度におけるモニタリングの内容について見直しを行うものである。

別紙をご覧ください。赤書きで修正しているが、1ページ、1の環境計測については、後ろに参考1で添付している基本方針に基づき、環境計測を終了する。

なお、水質、地下水関連に記載しているが、これについては参考2に添付している「A3、B5、F1における浄化対応の方針」に基づき、A3とF1の環境計測を終了し、B5については、排水基準値以下となるまでモニタリングを継続するが、こちらについては、周辺での積極的な浄化対策が終了していることから、この表の下側の2の地下水モニタリングのほうに移動して実施することとする。このため、1の環境計測は、項目がなくなることとなる。

次に、2の地下水モニタリングについては、地下水計測点4地点において環境基準の到達及び達成に向けたモニタリングの内容を明確にするため、ここに記載している。計測頻度については、季節ごとの年4回で、具体的には5月、8月、11月、2月を予定している。

なお、“※1”に記載しているが、各地点における追加的浄化対策の停止から1年が経過するまでは、毎月1回の計測をすることとしている。また、B5については、先ほどご説明したように、こちらの2に移動し、長期間検出されていない計測項目を終了し、頻度を夏の年1回にすることとする。

2ページになる。3の周辺環境モニタリングの区分、水質及び底質については、長期間検出されていない計測項目を終了し、項目を見直す。また、計測頻度は年1回、夏に統一する。

なお、生態系については、令和4年度に遮水機能の解除後のモニタリングを実施済みなので、調査は終了とする。

【6-1から6-4は一括して議論】

(3) 豊島処分地維持管理等事業に関する各種マニュアル等の策定等（審議）【資料Ⅱ／6-3】

○（県）資料Ⅱ／6-3、各種マニュアルの策定等についてご説明させていただく。これまでもご説明したように、処分地の整地工事が完了し、令和5年度からは第2次フォローアップ委員会が設置され、「豊島処分地維持管理等事業」に移行するため、関係するマニュアルについて整理・策定を行うものである。マニュアルについては、一覧表にまとめている。

別添1の「豊島処分地の維持管理マニュアル」については、これまでは、大雨時には排水基準を超過する水が処分地外へ流出することを防ぐため、事前に貯留トレンチや沈砂池等の水位を調整するとともに、降雨時にも現地にて県職員が確認するなど、水質管理等の対応を実施することとしていたが、今後は、整地工事が完了し、処分地にはこれまでご説明してきたように、観測井と浸透池等のみを残して地下水のモニタリングを行いながら維持管理していくこととしており、処分地内に降った雨水をできるだけ貯留し、自然浄化の促進を図ることとしている。

そこで、記載の現行マニュアルを整理してあらためて策定を行った。具体的には、今開いている、マニュアルの1ページをご覧いただきたい。

通常時の維持管理としては、最初に安岐事務局長さんからもお話があったが、これまでは日常的に現場で作業等が行われており、日々状況が変わっているような現場だったが、今後は現状のまま地下水のモニタリングをしていくということで、日々、処分地が変わることはないと考えているので、3か月に1回、県の職員や業者が巡視をするなどして現場を管理していき、導水管呑口部の高さを差し板でTP+3.3mで雨水を貯留し、地下浸透を図ること。また、降雨時の維持管理としては、概ね1日に100mm以上の雨が降った場合は、処分地の巡視や呑口部を活用した水位管理を行っていく。

2ページになり、仮にリバウンドが発生した場合には、揚水を行うことになり、揚水した水を浸透池に貯留することになるが、その水を場外へ放流する場合の管理基準などを規定している。

また、最初の1ページの一覧表に戻っていただき、別添2、「異常時・緊急時対応マニュアル」については、処分地内の水管理における、放流時の管理基準の逸脱により、周辺環境に影響を与える可能性のある異常時や、地震・風水害などの緊急時における対応や連絡体制等について、見直しを行っている。

先ほど安岐事務局さんのほうから連絡体制についてのお話があったので、別添2の4ページを見ていただければと思う。こちらが連絡体制になっており、基本的に香川県から住民会議さんのほうにしか矢印の方向がないので、左側の関係機関については、小豆警察署とかについては、お互いに連絡する体制になっている。住民会議さんが見学者を案内する等で異常を見つけた場合は、香川県のほうにご連絡をいただけるような矢

印も付け加えさせていただければと思っている。

続いて、またマニュアルの一覧表に戻っていただき、別添3の「周辺環境モニタリングマニュアル」については、先ほど資料Ⅱ／6-2でご説明したように、環境計測の終了に伴い変更するものである。

別添4の「環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」、別添5の「持ち回り審議のガイドライン」、別添6の「ウェブ会議のガイドライン」については、基本、変更ないが、委員会名が「第2次フォローアップ委員会」に変更となることなどに伴い、該当の箇所を変更させていただくものである。

別添7の「見学者への対応マニュアル」については、整地工事等の完了に伴い、施設が撤去されたり、現場の作業がなくなったりしたことなどから、対応などについて見直しを行った。

2ページになる。3は廃止するマニュアルになる。また、4の「コロナ対応のマニュアル」については、2月の健康管理委員会で、令和5年度以降、健康管理の対象となる作業員等がいなくなるなどに伴い改訂を行い、了承をいただいているので、ご報告させていただく。改訂後のマニュアルは、別添8として添付させていただいている。

【6-1から6-4は一括して議論】

(4) 第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の委員候補（審議）【資料Ⅱ／6-4】

○（県）資料Ⅱ／6-4、第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の委員候補の名簿になる。こちらについては、前回1月のフォローアップ委員会で設置要綱が了承され、4月から第2次フォローアップ委員会が発足する。委員候補の名簿は、資料のとおりとなっている。今後、4月1日付で委嘱させていただければと思っている。

説明は以上になる。よろしく願います。

【6-1から6-4は一括して議論】

○（委員長）どうもありがとうございます。それでは、ご審議いただきたいと思うが、いかがだろうか。

最初の資料Ⅱ／6-1だが、例えば、地下水浄化の見通しと課題への対応というのは、ずっと線が引っ張ってあって、どうかという気がしないでもなくて。基本的に審議と書いてあるところ、フォローアップ委員会があって審議と書いてあるところは、なるほどというふうに見るのだが、課題への対応というのは、3月ぐらいにならないと、これは中杉先生にお話を伺わないといけないかもしれないが、今の状況は計測をまだ続けていくけど、すぐに9月ぐらいに見直しをしても、そんなに状況が変わるとは思えないという気もするので、毎回毎回見ていくということではないのかと思っているが、この辺の状況をお話しいただければと。

それから、維持管理の実施というのも、確かにずっと実施はしていくのだが、先ほど

のマニュアルに基づいて実施していく中で、何か問題があったら、それぞれ委員会でも見直しを図っていくという、その意思表示は少し入れておいてもらってもいいのかという気がする。その辺の書きぶり、2回の委員会があるが、それを考えていただくほうがいいかと思っている。

中杉先生、今後の見通しはどうだろうか。どのぐらい。

- （委員）この地下水のモニタリング方法で、年4回測ると、観測井はしているのだが、それを最初の1年は月1回やりますと言っているのは、前回申し上げたが、最後の段階でちょっと濃度が上がってきた。そういうことが今まではほかに対策をやっているものだから、全体が見えてこなかったのか。対策をやめておとなしくさせてから見ると、どうもそんな傾向がありそうだと。そうするとそれは1年間見なければいけないだろうと。実際に、環境基準到達云々の議論をするときも、年度の季節変動みたいなものがあるのならば、何らかの考慮をしてやらなければいけない。そういう把握をしなければいけないということで、月1回、少なくともやってもらいたいということを言っている。
- （委員長）分かった。そうすると、例えば、9月にも月1回やってきた分を見て、それから3月も見て、もし必要ならば、その後も月1回はしばらく続けたほうがいいなんていう話にもなるか。
- （委員）あり得る。そのときの結果で。私はもう関与しないことになるが、先生方に見ていただいて。
- （委員長）いやいや、分かった。そういう可能性もあるのなら、その辺のところも入れながら、検討を、県のほうも覚えておいていただけけるか。対応していくようなニュアンスをちゃんと出してほしいと思っている。はい、分かった。
それから、事務連絡会を毎月開くのは、これは続けるのか。
- （県）事務連絡会については、年4回になる。
- （委員長）そうか。協議会は。
- （県）協議会は当面年2回、今までどおりになる。
- （委員長）今までどおりか。分かった。
- （委員）ちょっといいか。

○（委員長）どうぞ。

○（委員）ここに、維持管理で大雨の定義が 100 mm/day になっているのだが、一般的に、非常に短時間を考えて時間で 30 mm というのがよく入っているので、それも入れておいたほうがいいのかと。非常に短時間にぱっと降る雨が最近多いので、それを入れたほうが一般的かなと思うので、願います。

○（委員長）分かった。それは修正の話として入れさせていただく。あとは、いかがだろうか。資料Ⅱ／6 の関係だが。

それから、現地に行ってどうのこうのというのは、さっきからも、住民会議のほうからもいろいろあったのだが、今のご時世、DX でもう少し離島対策の DX をきちっとやっていってもいいのではないかと。その代表的な例で、豊島なんかは取り上げてもらってもいいのかと思う。

あそこの、例えば現地の雨量の状況がどうだ、あるいは、自然浄化の促進策として水を貯めるのだが、それがどういう状況になっているか。そういうのをきちっとデータとして把握する。浄化の速度がどうなのだとすることも調べていく。水位を調べてみたり、それから、その辺の水位の変化速度を調べてみたりして、底泥が溜まっている、溜まっていないというようなことも判断していく。そういうのを現地に行かなくても分かるような、そんなシステムを。ちょっと公調委の田中さん、DX は国家的な話として重要なのだろうし、特に離島の問題ではいろいろあるのかと思っているので、県も申請とかいろんなかたちで国の補助をもらうような手段を考えてもらって、これから先、しばらくそういうのが続くのではないかとと思っているので、対応を少し検討してもらえないか。

そういう中での、県の職員の方がどう行動しなければいけないかというのも、また見極めていく必要があるかと思っている。もう闇雲に行く回数を増やせばいいのだかというような時代ではないだろうと思っているので、その辺のところを考えてほしい。

あと、いろいろ質問があった話で、4月に第1回を早めにやったほうがいいのではないかと話があったが、今、3月にだいたいもう4月以降の内容についてマニュアルなどはこういう格好で活用していった対応していくというのを決めて、9月にその成果を見ながら、またそこで見直しが必要ならば対応していきますということをしていきたい。

特に、あそこの地下水浄化のための管理という話になってくると、その間にどんなデータをきちんと取ってほしいのかという、これは、確か私は申し上げたはずだと思うが、ただ、水位をコントロールして、その状況を合わせてしまえばそれでおしまいということではなくて、今申し上げたように、どのぐらいの速度で表層水の水位が下がっていく

とかいうようなこともきちっと見ていかなければいけないわけだから、そういうデータを地元の業者の人を取ってもらうのか、あるいは、豊島住民会議にお願いして取ってもらうのか、いろいろ考え方はあるのではないかと考えているのだが。その辺は整理して、私も相談に乗るし、それからさっき話があった事務連絡会的な内容を早めに開催して、お願いするものはお願いするというようなことを考えていったほうがいいのかと、思っている。

誰に任せるということではなくて、共創の精神をここでも発揮していただいて、お互いにいい方向に向かっていくように努力してもらいたいと思っている。

あとは、いただいた質問の中では、何かあったか。

あとは、資料Ⅱ／7の件で何かあったか。一応、突発的な話とか、開催日はできるだけ早めという話は聞いたうえで、結論的にはこういう話というふうにご理解いただきたい。

○（県）資料Ⅱ／6絡みのところは、永田委員長が言われたとおりかと思う。

○（委員長）ほかの先生方、よろしいだろうか。

それからもう1つ、門谷先生に確認だが、資料Ⅱ／6-2の最後に、生態系については、令和4年度に遮水機能の解除後のモニタリングを実施済みであるため、モニタリングを終了するという話になっているが、これでいいか。門谷先生。

○（委員）これまでの数回の現地観測の結果を見る限りは、大きな変動はないものと予想はされる。ただ、万全かと言われたら、私は責任を持つわけではないのだが。

○（委員長）いやいや、万全かというわけではなくて。せつかくここまで計測を続けられてきて、大きな変化がないのだという話で終わりになってしまっていて、その後、しばらくまだ浄化対策が続くのだが、その過程の中では、もうやってもそんなに大きな変化がないから、もうこれで終わりにしていいのだという判断でよろしいかどうかということだ。

○（委員）判断としては、短寿命の生物モニターをきちんとしているので、例えば、2年、3年生きるものがどうなのかという観点だと、モニタリングが長いほうがいいわけである。そうではなくて、付着生物のような、1年に満たない寿命を持つようなものの動きを今まで注視、監視してきたわけである。その動きが大きな変動は今後もないだろうと。そういう線上にあることが予想されるので、大きな矛盾はたぶん生じないと思う。

ただ、大きな擾乱が起こったときにどうなのかということは、これはまた別の問題で。

- （委員長）それはまたそうだ。

- （委員）例えば土地が崩れるとか、そういう突発的な大きな打撃が加わるようなことがもし仮にあれば、それは考えなければいけないかもしれない。通常のモニタリングに載せるほどのものでは、たぶん今後出てこないのではないかと、私は予想している。

- （委員長）分かった。ありがとう。
それでは、よろしいか。6の関係はこれで終わりにさせていただく。
次に7の話である。どうぞ。

7. 豊島処分地における地下水浄化に関する報告書

ー豊島処分地におけるこれまでの地下水浄化の総括と今後の見通しー（案）（審議）

【資料Ⅱ／7】

- （県）「豊島処分地における地下水浄化に関する報告書」になる。前回、1月のフォローアップ委員会で目次案についてご了承をいただいたので、事務局のほうで報告書の素案として取りまとめを行ったので、今回お示しするものである。
素案としては、目次はⅠからⅦまで合計105ページのものとなっており、その後に参考資料として別紙1から別紙11まで、地下水処理の基本方針や各種マニュアル、地下水浄化の達成状況に関する評価最終報告書などを添付させていただいている。
報告書の内容に関しては、目次にそって概略を説明させていただく。
まず、目次のⅡの地下水浄化等の経緯については、廃棄物を撤去していた頃からの排水・地下水等対策検討会や、現在の地下水・雨水等対策検討会での検討状況などについてまとめている。
Ⅲの本格的な地下水浄化対策への対応とその実施については、地下水浄化に対する基本的な考え方、排水基準まで積極的な対策を行い、その後は環境基準まで自然浄化で行うことや、本格的な対策実施前の調査、また地下水浄化対策の実施概要、局所的な汚染源に対する対策とその結果などについてまとめている。
Ⅳでは、排水基準の到達・達成とその確認について、Ⅴについては、排水基準の達成後の地下水浄化に対する対応として、追加的浄化対策の実施状況や、リバウンドが起こった場合の対策の検討状況などについてまとめている。
次のページになり、Ⅵは、これまでの地下水浄化対策の成果として、別紙10に添付しているが、「地下水浄化の達成状況に関する評価・最終報告書」として取りまとめるとともに、現在の達成度の推定などについて整理している。
最後のⅦでは、今後の地下水浄化に対する見通しについて、これまでの浄化傾向の解

析と予測方法の検討や、今後の地下水浄化の見通しと自然浄化促進策の検討などについて、取りまとめている。

冒頭、安岐事務局長さんから今後の見通しとか地下水浄化の浸透策のことでお話があったので、該当箇所の方でご説明させていただければと思う。105 ページを開いていただきたい。最後のほうで申し訳ない。105 ページが今後の地下水浄化の見通しのまとめになり、下から 5 行目に、これまでも中杉先生等からもお話があったとおり、今後は地下水浄化対策を実施していない状態、つまり自然浄化での水質モニタリングを継続し、十分なデータが蓄積された段階で再度環境基準の到達時期の予測を試みることにしたいと考えている。

それと、自然浄化の促進策については、その 1 つ前の 104 ページの下側に記載させていただいているように、令和 5 年度以降は、原則、雨水の地下浸透による自然浄化となるため、その浸透量を増加させることが自然浄化の促進となることになる。このため、西海岸の導水管呑口の高さを差し板により最も貯留できるように、TP3.3 で保持し、雨水をできるだけ貯留することで促進させるとともに、先ほど来、永田委員長さんからもお話があったように、浸透池が目詰まりしたりして、浸透が悪くなった場合については、その汚泥を適宜除去する等の管理を行って、処分地を維持管理したいと考えている。

資料Ⅱ / 7 の 1 枚だけのページに戻っていただき、今後のスケジュールについては、委員の先生方におかれては、素案を見ていただき、ご意見などがあつたら、事務局、県のほうへご連絡をいただければと思う。期限としては、1 か月後の 4 月 25 日までに、ご意見やコメントなどをいただければと思っている。いただいたご意見等を受け、事務局と永田委員長と相談のうえ、修正等を行い、その修正を行った結果については、再度、各委員の先生方にご報告し、改めてご意見をいただいたうえで、委員長と相談のうえ、完成したいと考えている。

説明は以上である。よろしく願います。

- (委員長) どうもありがとう。いかがだろうか。

- (委員) よろしいか。

- (委員長) どうぞ。

- (委員) 今まで豊島の地下水に関わってきて、今になってと言うと、言い方が悪いのだが、豊島の地下水の中に汚染物質がどういう状態で存在しているかということがようやく分かり始めてきている。それを考えて、やはり対策を今後どうしていくかということを考えていけないといけない。そういう意味でいくと、今、私が考えているようなことが本当にそうなっているか分からないが、今までこういうふうを考えて、こうなっ

いるのではないかと考えているものを少し書き込んでおく必要があるのではないかと。

- （委員長）中杉先生、それは中杉先生のコメントとして残させてもらったほうがいいのではないかと思うのだが。
- （委員）それでもいい。だが。
- （委員長）だが、もう時間が。今日が最後なのだ。
- （委員）だから、それはもうそれでいい。
- （委員長）いや、だが、中杉先生、それは無責任である。あなたの検討会があったのだから、そこで皆さんにそれを示してお諮りして、そうしたらこれに載せられたのに、今さら。
- （委員）地下水の検討会では議論している。
- （委員長）そうしたら、あなた、書きなさい、文章を。そうしたら、これを載せられたのだ。ちょっとそれは今言われるのは、私としては、委員として無責任だなという気がする。
- （委員）分かった。それでは、もう取り下げる。
- （委員長）だから、いや、そうではない。だから、ちゃんとあなたのコメントとして入れさせてもらえるから、それは、委員会です承された事項ではないというふうに判断して、中杉先生のコメントをここに残してほしい。今回の委員会に。私も時々、委員長の名前で出させてもらったのと同じである。だから、中杉先生の見通しなり、何なりを書いていただく。
- （委員）これまでそういうことを、地下水・雨水検討会でも話をしているのだ。
- （委員長）いやいや、ただ、それが文書としてちゃんとまとめたような状態になっていないから、伝わっていかないのだ。
- （委員）文書としては出ていないかもしれないが。

- （委員長）申し訳ないが、文書として出してほしい。文書として。
- （委員）このフォローアップ委員会でも何回も私は申し上げるという機会を、説明を始めると、永田先生は、それを。
- （委員長）そうではなくて、口頭でしゃべったものというのは、議事録だけしか残っていないのだ。それってあまり役に立っていない、申し訳ないが。だから、中杉先生のご意見なのだというものを出していただいたほうが、あとあとそれを見る人が、それを参考にさせていただくには、そっちのほうが有効に使えると思うので、ぜひお願いする。中杉先生。ここで口頭でしゃべられても、やはり一過性になってしまう。

ということで、私もこの地下水のこの報告書は、最後の見通しについて、あるいは課題について、地下水検討会でもいろいろご議論していただいたが、実態は、この検討会のほうでまとめさせていただくと。地下水検討会のほうは、追加的浄化対策が現場サイドのほうは議論でいろいろ負担が大きく、これまでのどんなことをやってきたかという内容についてまとめるのは、このフォローアップ委員会のほうが比較的時間が取れてまとめやすいのかと思うので、そうした趣旨で、全般の部分も、それから最後のところのいろいろな検討をやってみて、確かに幅が相当あるので、なかなか浄化の期間がどのぐらいなのだというのは決められるわけではない、予測もそうはつかないのだが、それから、中杉先生たちが言うておられるように、積極的な浄化対策を止めて自然浄化でどう変わっていくのかというところをきちんと見ていかないと、今後の見通しというのは、はっきりしたことは言えないと。それは事実で、ちゃんとそのことは最後に書かれているのだが。

いや、ただ、それまでにいろいろやってきたことを総合して見ると、どのぐらい浄化まで時間がかかりそうだ、どんな状況で浄化が進みそうなのかということ、ある程度、正確ではないにしても予測が立てられるのかなということ、いろいろ計算してもらったわけで、なにがしかの役には立っているのだろうと理解している。

それでは、よろしいだろうか。それが報告書の件で、次がⅡの8になるか。豊島廃棄物処理事業の報告書である。今度はもう1つの厚い報告書、どうぞ。

8. 豊島廃棄物等処理事業報告書

豊島廃棄物等の処理を終えて－豊かな島の再生と循環型社会の実現への道程－（案）（審議）

【資料Ⅱ／8】

- （県）こちらの報告書については、これまでフォローアップ委員会でご了承いただいたスケジュールに基づき、作成作業を進めてきた。1月16日には各委員の先生方や関係者へ挨拶文などの執筆についてご依頼を行い、ご提出をいただいたので、報告書に加え

ている。また、各委員の先生方などから素案に対して意見やコメントなどをいただいた。お礼申し上げます。

その内容については、別紙1にまとめさせていただいている。そして、永田委員長と事務局において報告書の修正に反映をさせていただいている。別紙1をご覧ください。

永田委員長からは、第1編第1章で、第1章 本報告書の構成として、編の構成の意図、記述の方法、依頼の対応を追加することなどについて、報告書の構成など、報告書、全般にわたりご意見をいただいている。

また、公害等調整委員会や各委員の先生方からは、記述内容に関して修正、また説明を追記すること、また、図や表を鮮明にすることなどについて、8ページになるがご意見をいただいている。こちらについては、永田委員長と事務局において報告書に反映させていただいている。そうしたことで、より正確に、より分かりやすくなるような修正を行わせていただいた。

作成した報告書については、第1編から第10編まで合計約600ページに及ぶ、分厚いものとなっている。

目次をご覧ください。赤字で記載しているとおり、昨年11月のフォローアップ委員会でお示した素案から、先生方のご意見をいただいたあと、永田委員長と調整をさせていただき、構成等を変更している。そして、この目次に従い、報告書を作成している。簡単に目次でご説明させていただければと思う。

第1編は、挨拶や報告書の構成、概略の年表や、まとめなどについて記載している。

第2編は、豊島廃棄物等処理事業の経緯として、「調停成立に至るまで」から、「廃棄物等の処理完了」や「施設の解体撤去と地下水の浄化」までを記載させていただいている。

3ページで、第3編になるが、各論その1として、「豊島廃棄物等の処理の実施」で、廃棄物等の掘削から焼却・熔融等の処理や副成物の有効利用、作業環境上の安全管理と健康管理など。

そして、5ページになるが、各論その2では、雨水・地下水浄化対策の実施について、その下の第5編、各論その3については、関連施設の保全と維持管理、メンテナンスなどについて記載している。

6ページになるが、第6編では、各論その4として、関連施設の撤去等、第7編では、共創的関与者との関係と対応として、豊島住民との関わり合い、処理協議会や事務連絡会など、また、直島町や国との関わり合いなどについてまとめさせていただいている。

8ページ、第8編については、豊島廃棄物等処理事業の実績・評価として、事業に要したコストや、環境性・経済性の評価についてまとめている。

9ページ、第9編については、豊島廃棄物等の処理を終えてとして、特に第4章では、委員の先生方や豊島弁護団を含め、多くの関係者にご執筆をいただいている。

10 ページ、第 10 編では、その他として各種資料、第 8 章では、先生方の発表資料の文献名を記載させていただいている。

資料Ⅱ／8 の最初に戻っていただき、今後のスケジュールになるが、委員の先生方や関係者からご意見をいただき、いただいたご意見を受け、永田委員長と事務局で相談をしたうえで報告書を完成させ、令和 5 年度に印刷製本し、各委員の先生方、関係者にお送りするとともに、県のホームページに掲載することとしている。

説明は以上になる。よろしく願います。

- （委員長）どうもありがとう。さっき目次案の中の最後のところがあれだったが、第 10 編の最後に歴代の廃棄物対策課長からというのも入れさせてもらった。ヘッダの知事、あるいは前々知事からいろいろ書いてはいただいているのだが、やはり現場で携わった方々がどう思っていたか、その辺のところを含めて行政の立場でも書いていただければと思って、それを入れさせていただいた。

それから題名だが、豊かな島の再生、まだ再生まで行っていない。それから、循環型社会の実現、この実現もまだ道半ばだ。まさに道程で、まだ道の途中だという、そういう状況を表しているわけで、これからそうした視点をきちっと我々も対応していかななくてはいけないのだろうと思っているところである。

以上であって、報告書のほう、何かあったら、またご注意をいただければと思う。だいたい 5 月から 6 月にかけては報告書のかたちで皆さんにはお配りできるようにしていきたいと思っている。よろしいだろうか。それでは、この報告書の件も終わりにさせていただきます。

では、あと残ったのは、その他ということであって、まとめて説明していただけるか。

9. その他

（1）環境計測及び周辺環境モニタリングの結果（報告）【資料Ⅱ／9－1】

- （県）資料Ⅱ／9－1、環境計測及び周辺モニタリングの結果についてである。

まず、環境計測の地下水調査、2 ページになる。1 月 10 日に調査した結果、A 3、B 5、F 1 西の 3 つの観測井について、これまでどおり、一部で砒素やホウ素など環境基準を満足しなかったが、これまでと特段の差異は見られなかった。

次に、周辺環境モニタリングについては、14 ページになる。海岸感潮域の水質を 2 月 8 日に調査した結果は、管理基準内で、これまでの調査結果と比べて特段の差異は見られなかった。

【9－1 から 9－5 は一括して議論】

(2) 遮水機能の解除後における北海岸前の海域でのガラモ場調査の実速報（報告）

【資料Ⅱ／9－2】

○（県）次に資料Ⅱ／9－2、遮水機能の解除後における北海岸前の海域でのガラモ場調査の実速報についてである。遮水機能の解除に伴う生態系への影響を把握するため、遮水機能解除前後の調査を行っており、今回は、その最後の調査になる、2月に実施した解除後のガラモ場調査の速報についてご報告する。別添の1ページをご覧ください。

調査日は2月5日で、調査内容、調査点は、記載のとおりである。2ページ上段が調査方法になり、これまでと同様の方法で調査を行っている。中段から下が調査結果になる。

表2を見ていただければと思う。北海岸の後飛崎では、左端になるが、アカモク、タマハハキモク、ワカメの3種類の大型褐藻類が確認され、生育密度は、合計欄のところになるが、1㎡あたり6～32本となっている。

3ページの図2の棒グラフを見ていただくと、左端の北海岸後飛崎であるが、③、④、⑤と、沖側の測点にいくほど少ない傾向が見られた。また、その下の図3では、令和3年度と令和4年度の調査を比較しているが、令和3年度よりオレンジ色のタマハハキモクや、グレーのホンダワラ属が減少していた。

周辺の神子ヶ浜では緑色のワカメが多く、図3を見ていただくと、令和3年度より生息密度は増加していた。

白崎では、後飛崎と神子ヶ浜では確認されていないジョロモクが確認されたという結果になっている。

大型褐藻類の写真を、4ページに掲載している。少し分かりにくいかもしれないが、繁茂している状況を写真に撮っている。

5ページのまとめになるが、今回の調査では、北海岸、後飛崎のガラモ場については、秋以降、海水温が高めに推移したことで、アイゴなどの植食性魚類による食害を長期間、受けた影響も1つの要因と思われるが、生息密度の減少が見られた。しかし、平均で1㎡あたり10本以上は確保されており、藻場の組成も令和3年度と比較して大きな変化は見られなかった。その結果、北海岸、後飛崎のガラモ場は、良好で健全な状態で、安定した藻場が形成されているものと思われる。

今後については、これまでの調査結果も含め取りまとめを行い、報告をさせていただく予定としている。

【9－1から9－5は一括して議論】

(3) これまでの委員会資料等の公開に関する進捗報告（その4）（報告）【資料Ⅱ／9－3】

○（県）資料Ⅱ／9－3、これまでの委員会資料等の公開に関する進捗報告状況、その4になる。順次、公開作業を進めており、現在の進捗状況についてご報告する。

2 ページの表1、表2にまとめさせていただいているとおり、橙色が今回公開した資料になる。作業を進め、残りは直近のフォローアップ委員会と地下水検討会の議事録が作成中となっている。今回の、今日あった撤去とフォローアップ委員会の議事録等もまた今後載せていくことになるが、今、議事録を作成中のものが残っているような状態になっており、それ以外は公開の作業が済んだということになる。引き続き作業を進め、できるだけ早期に全ての資料が掲載できるようにしたいと考えている。

【9-1から9-5は一括して議論】

(4) 健康管理委員会の審議概要（報告）【資料Ⅱ／9-4】

○（県）資料Ⅱ／9-4、健康管理委員会の審議概要になる。2月7日に第40回の健康管理委員会を開催したので、その審議概要等についてご報告する。

1つ目については、「コロナ対応マニュアル」について、令和5年度以降、健康管理の対象となる作業員等がいなくなることなどに伴い、改訂案を審議・了承いただいた。

なお、資料Ⅱ／6-3、各種マニュアルのところでも報告させていただいている。

2つ目は、作業現場巡視の実施状況である。こちらについては、令和4年10月27日に作業現場の巡視を行っていただき、そこで、最後までコロナ対策を引き続き実施すること、また、海沿いで冬場でもあったので、急な突風に注意することなどのご指導もいただき、ここまで特に事故なく事業を進めることができた。

3番目は、健康管理委員会の廃止についてである。健康管理委員会については、平成15年に設置されて以降、豊島処分地などで業務に携わる作業員及び職員の健康の確保について審議していただいたが、来年度以降は、健康管理の対象となる作業員等がいなくなるため、令和5年3月31日をもって委員会を廃止することについて審議・了承いただいている。

【9-1から9-5は一括して議論】

(5) 令和5年度以降の豊島処分地維持管理事業の実施体制等（報告）【資料Ⅱ／9-5】

○（県）続いて資料Ⅱ／9-5である。令和5年度以降の豊島処分地維持管理等事業の実施体制である。

令和5年度からは、事業名が「豊島処分地維持管理等事業」と変更して、地下水の環境基準の達成を目指してモニタリングを行う。それとともに、処分地の維持管理を行っていくこととなる。

2の令和5年度以降の県の事業の実施体制については、撤去等事業が完了することに伴い、廃棄物対策課に設置していた「資源化・処理事業推進室」を廃止し、「資源循環推進グループ」に改編する。そして、豊島処分地維持管理等事業を所管する。併せて、先ほど報告書の題名でも循環型社会実現への道程ということになっていたが、今後は循環型社会の形成を推進するという意味も込め、廃棄物対策課の名称を「循環型社会推

進課」に変更する。

3の国の財政支援についてだが、現在は、今年度末までが産廃特措法の期限となっており、これを基に国の財政支援を受けていたのだが、令和5年度についてはこれが一応終了となる。

しかしながら、全国で地下水モニタリング等を行う県がたくさんあって、それも踏まえて、国のほうで地下水モニタリング等の経費を対象とした新たな財政措置が創設された。具体的には別紙を付けているが、産廃特措法失効後も、生活環境保全上の支障またはそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある事案を対象に、事業完了後に都道府県等が実施するモニタリング等に要する費用の一部を補助することとされており、現在、本県としても補助が受けられるように、国と協議を進めているところである。現在、予算上は200万円余を計上しているが、現在、国と調整中というところである。

最後に、4の本事業に係る県と豊島住民代表者による協議の場であった、豊島廃棄物処理協議会については、今後も継続する。先ほどご説明したように、現在も年2回開催しているので、当面の間はその頻度でということになる。現在、処理協議会の会長を務めていただいている高月先生におかれては、今年度末をもって退任予定となっていることをご報告いたしたいと思う。

説明については以上である。

【9-1から9-5は一括して議論】

○(委員長) どうもありがとう。ここでは、藻場の話が出てきているが、門谷先生、何かコメントはあるだろうか。

○(委員) 事故なく無事に調査が終了したことを喜んでいる。まとめにあるように、種数、いわゆる多様度の指標や、あるいは株数が他の海域と遜色ないということと、前回の調査と比べて変化が大きいということに安心しているところである。

植食者の増加というのは、瀬戸内海を中心として西日本、東日本、同じような傾向があって、これが今後どのような傾向をたどるかというのは予測できないが、大きく藻場が壊れるような事態には至らないのではないかと、私は個人的には予想している。

全体として、報告書を全部データが出ていないので、まだ包括的に申し上げることはできないのだが、アマモ場と同様に、ガラモ場も順調に継続的に維持されていることが確認できたということは、喜ばしいことだと思っている。以上である。

○(委員長) どうもありがとう。

あとは、さっきもあったのだが、国の支援の話が200万円という話であるか。予算措置が。だいたいそんなものか。

- （県） そうである。これは、基本的には水質モニタリングに係る実費とか、そういうものしか補助対象になっていないので、全体の事業費からすると 200 万程度ということになる。
- （委員長） そうか。また、ことあるごとに、さっきの話ではないのだが、まだまだ手間のかかる話があるから、それをできたらかわしていく中で対応できるようなチャンスがあるなら、お願いしておいてほしい。頑張って対応してほしい。
ほかにいかがだろうか。皆さんのほうから何かご意見は。
- （委員） よろしいか。
- （委員長） どうぞ。
- （委員） 周辺環境のモニタリングで、St-E か、ここで地下水汚染が問題にした物質ではなくて、COD と全窒素が、この年の 2 月の調査で急に上がっている。これは遮水機能の解除から 1 年たって、6 月のときはそれほどでもないのだが、少し気になるので、今後注意していただければと思う。
- （委員長） はい、分かった。いいか、事務局のほう。
- （県） はい、承知した。
- （委員長） あと、いかがだろうか。全体をまとめて何かご意見等あったら、お願いしたいと思うが。よろしいか。以上で本日準備した資料の審議は終わりである。

VI 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議） 2 点ある。
1 つは資料Ⅱ／6－1 で、永田先生のほうから、事務連絡会は毎月開催するのかという質問があって、県のほうが年 4 回と答えたのだが、2 月の処理協議会のときには、地下水のモニタリングが年 4 回なので、結果が出たごとに事務連絡会を開きますということで、年 4 回という説明を受けたわけだが、今日のお話は、取りあえず最初の 1 年は毎月モニタリングをするということになっているので、できれば、結果が出るごとに事務連絡会等で連絡を入れる、報告を受けるというかたちにしたほうがいいのかと思うので、

これはこの委員会で決めるという話ではなく、県と少し協議して、このあたりについてはどのようにしていくかとはいうのは、考えていきたいと思う。

○（委員長）直接会ってそれを示さなくてはいけないのか、それともデータは毎月毎月の分をお渡しして、何か問題があるなら話し合うというスタイルだって構わないのかと
思っているから、それは、また事務連絡会の話は我々あずかり知らない話なので、そちらで対応してほしい。

○（豊島住民会議）はい。

それと、資料Ⅱ／8の全体の報告書のところで、参考資料で調停条項が挙げられているのだが、2000年の最終合意のときの調停条項なので、その後、例えば土壌の水洗浄処理とか、セメント原料化というので若干、調停条項の中身を変更したというか、再度合意した中身があるので、それについては、資料としては付けておいたほうがいいのではないかというのがもう1点である。

○（委員長）そうか。いいか、事務局。

○（県）これまで協議合意書を何度か交わしているのので、それについても添付させていただく方向で修正させていただく。

○（委員長）ご指摘ありがとうございます。

○（豊島住民会議）一応、以上が私のほうからで、最後に安岐さんのほうからお礼を。

○（委員長）どうぞ。

○（豊島住民会議）フォローアップ委員会の先生方には、長い方で1994年の国の実態調査、それから、その後、技術検討委員会、技術委員会、それから管理委員会、フォローアップ委員会と、長期にわたって本当に精力的に取り組んでいただいて、期限内の3月10日に整地作業が完了できた。本当にありがとう。

先の見えない、厳しい、長い航海であったと思う。第1回の京都での技術検討委員会
のときに、私は、「目的のところに着くまで一緒にこの船で乗り切ってくれ」と言った
が、先生方が希望の光となって、ようやくここまでたどり着いたと思っている。

まだ、目的地はこの先にある。この環境基準を達成して、そして、我々の元に処分地
が引き渡されるまで、もう少しではあるが、どうぞよろしく願い申し上げます。どうも
お世話になった。ありがとう。今後もよろしく願います。

- （委員長） どうもありがとう。
それでは、公調委の田中審査官よろしいか。

<公害等調整委員会>

- （公害調整等委員会） 私からも、安岐さんと同じような中身になるが、中杉先生、高月先生には、たぶん公調委が先生方に職権調査のときに委員会をお願いしたというときからたぶんこの件に関わっていただいているということで、おそらく 30 年近くの間、この件にご尽力いただいたことに、心より御礼を申し上げたいと思う。本当にありがとう。以上である。

Ⅶ 閉会

- （委員長） 最後に県のほうからもお礼が言いたいということであるので、木村部長、それから小塚課長にご挨拶いただく。どうぞ。

- （県） 最後のフォローアップ委員会ということで、お礼のご挨拶を申し上げる。永田委員長をはじめ委員の先生方には、本当に長い期間、専門的なお立場から指導・助言をいただいた。おかげで、豊島事業は大きな区切りを迎えることができた。これまでの先生方のご尽力に対して、県を代表して厚くお礼申し上げる。

4 月からは、自然浄化により地下水の環境基準を目指し、環境基準を達成した後に、処分地を豊島 3 自治会の皆さんに引き渡すことになるが、それまで県が適切に維持管理していく。4 月以降、第 2 次フォローアップ委員会の委員としてご就任していただく先生方には、引き続きのご指導をお願い申し上げる。

さて、私ごとになるが、この 4 月 1 日付の人事異動で異動となった。豊島事業には課長時代を含め 8 年間携わった。この間、さまざまな課題があったが、委員会の先生方のご指導のもと、関係者の皆さんのご協力をいただき、職員が一丸となって何とか乗り切ることができ、諸先輩方から引き継いできた大任を無事果たせたという思いでいっぱいである。改めて、永田委員長はじめ委員の先生方に感謝申し上げる。

また、今回退任される、鈴木先生、高月先生、中杉先生には、本来であれば直接お会いして長年のお礼を申し上げるべきところであるが、リモートということで申し訳ない。ご容赦いただきたい。本当にありがとうございました。

また、安岐さんをはじめ豊島住民会議の皆さんには、長年のご労苦に敬意を表すとともに、これまでの県の事業へのご協力に感謝する。

公調委の田中審査官、田之脇審査官には、豊島事業を見守り続けていただき、本当にありがとうございました。引き続き、引き渡しまでよろしく願います。

私が思うに、この豊島事業は、長い年月をかけて、多くの方々がいろいろな場面でいろいろな立場で携われ、その皆さん一人一人が思いを共有してお互い信頼関係で事業を進めてこられたという、素晴らしい大事業であったと思っている。

同時に、私にとって、行政とは何かというのを考えさせられるもので、非常に勉強させていただいた。この事業に8年間携わることができ、私は誇りに思っている。本当にありがとうございました。

○（委員長）はい。小塚さん、どうぞ。

○（県）一言、ご挨拶を申し上げる。私は担当で2年間、室長で1年間、課長で2年間ということで、合計5年間、この豊島事業に携わらせていただいた。特に室長、課長時代には、排水基準の達成、それから遮水壁とか高度排水処理施設、豊島栈橋などの関連施設の撤去、それから、最後に整地ということで、何とかこの特措法の期限であるこの3月末までにその全てを終えることができたということで、感慨深いものがある。

部長と重なるのだが、やはり私も諸先輩方から引き継いだ大役を何とか果たせたということで、正直、安堵をしているというような気持ちである。

これも専門家の先生方のご指導、それから、事業関係者の皆様のご尽力、それから、豊島住民の方々のご理解とご協力があって成し遂げられたことだろうと思っている。特に豊島住民の方々には、時に激しい意見を闘わせることもあったが、お互いに協力し合って、この事業を何とかめどをつけることができたと思っている。非常に感謝している。

私もこの3月末で転任ということで、水資源対策課というところの課長になるのだが、これからも豊島事業を見守っていきたいと考えている。今後とも、新しい体制の下で引き続きご指導のほど、どうぞよろしく願います。以上である。

○（委員長）どうもありがとう。

先ほどからもいろいろとご案内があったように、今回の委員会をもって、長年ご尽力いただいた3名の委員の方が退任される。誠に残念ではあるが、致し方ない。もう27年、28年、30年といろいろご尽力いただいた。その長い年月を考えると、今日ここに至ったというご努力、ご尽力、私も深く感謝申し上げます。一言、お言葉を頂戴したいと考えている。3名の方、まず鈴木先生にご挨拶いただく。よろしく願います。

○（委員）私自身はこの処理事業の管理委員会からスタートさせていただき、撤去の終了までの間、尽力させていただいた。専ら輸送船「太陽」、それからコンテナダンプトラック、これらを含んだ輸送、特に海上輸送、並びにそれらの関連施設の建設から安全、円滑な運営、最後その撤去まで意見を出させていただき、本当に長い間、過ごさせてい

ただいた。

また、その間、大きな事故は1つもなく、人身事故ではゼロと言えるかと思う。終了できたことは、本当に皆様のご努力の賜物であり、私自身その一員として参加したことを光栄に思っている。

また、香川県としては、この事業に対して真摯な取り組み、これは我が国をはじめ国際的にも模範となるものと思っている。そしてまた、豊島では、瀬戸内海の国立公園の1つの島として誇れるようなものとなると信じている。どうも長い間、ありがとう。以上である。

○（委員長）こちらこそ、ありがとう。

それでは、続けて高月先生にお願いしたい。

○（委員）この豊島問題に関わり、今、ご紹介にあったように、平成6年、1994年になるか、公害等調整委員会の専門委員として中杉先生とご一緒に加わらせていただき、考えてみれば、足かけ約30年近く関わってきたことになる。

最初は、この廃棄物の実態調査ということで、たくさんのボーリングをして、中身の有害性を明らかにしたということで、これは後ほどまたいろいろな法制度の改変にもつながったかと思うが、そのときに初めて廃棄物の量等が明らかにできたかなと思っている。

その後、この廃棄物を処理するために、ご紹介があった技術検討委員会、それから管理委員会、あるいはフォローアップ委員会と、長く携わらせていただいたが、永田先生の共創の精神で今日に至るところまで行き着けたということは、大変、私としてもうれしく思っている。おそらく、今後の日本の廃棄物の対策の1つの素晴らしいモデルケースになったと思っている。

一方で、私自身は、この事業の後半になるが、廃棄物処理協議会の会長として住民側の人と県側の意見調整の仕事を手伝った。住民側はもとよりだが、県側の真摯な対応に対しても、印象深く思っている。どうか今後はこの豊島の事業が無事完了して、文字どおり豊かな島としてよみがえられることを祈念している。本当に長い間、ありがとう。以上である。

○（委員長）どうもありがとう。

最後に中杉先生、よろしく願います。

○（委員）私も高月先生と同じで、公調委のときからということになる。実際、印象深いのは、公調委の調査で現地に行くと言われて、宇野に集合しろと命令を受けた。その宇野に行こうと考えていた日の朝に、例の神戸の地震が起こっている。あれが6時間ぐら

いじゃないか、12時間ぐらいずれていたら、我々も高月先生もおそらくそうだろうが、あそこの神戸の震災の新幹線でつぶれていただろうと思う。そういう意味では、最初にそういうことも経験している。

公調委の仕事をしながら、公調委の合意を決めるときに、じゃあ、ここの豊島の地下水というのは、水位の変動を見ると、海とつながりがいいわけではない。これをやる時にどうしたらいいのかという案をつくれと公調委から指示があって、高月先生たちと相談をして、いくつかの案を作った。そのどれにするかは我々が判断する話ではなくて、県と住民協議会の相談によって決まるものだろうと。私はそれからずっとこの仕事に関わってきて、住民と県が最後は決めるのだと。そこについて、私としては技術的な面でできるお手伝いをするという姿勢を貫いてきたつもりである。

先ほど、安岐さんから、最後まで同じ船に乗ってほしいと。最初からそのつもりがなかったわけではなくて、そのつもりにはしていたのだが、残念ながら力及ばずということで、現状のところまでしか来られていない。そういう意味でこの後のことを考えると、見通しもしっかりつけられないのだが、たぶん、そう簡単には済まないだろう。そうすると、今回が一番いい切り合いではないかということで、ここで退任させていただこうかと考えた。

この事業は、あとの先生方、永田先生をはじめ、残られた先生方に引き継いでいただけることになるのと思うが、ぜひとも最後までやり遂げていただいて、住民の方の本当に喜ぶ顔を見てみたいと、そういうことを願っているということである。本当にここまでできなかったことに関しては、お詫びを申し上げるということで最後の言葉とさせていただきたいと思う。どうもありがとう。

○(委員長) どうもありがとう。3先生には、本当に長い間、ご尽力いただいた。ありがとう。この豊島の問題に誠実に、真摯に向き合って、また貴重な意見や示唆を頂戴した。

皆さんと一緒にこの問題を考えさせていただいた、特に、私は思うのだが、委員会のメンバーが、少し言い方がきついかもしれないが、クリティカルな考え方をされている。クリティカルというのは、厳格に考えようという姿勢と、それから、関係している県の案もそうだし、それから、住民会議の考えもそうだが、それに対しては、批判的に、自分の考え方と照らしてどうだとかたちで見ていく、そういう委員の方がほとんどだったので、そうした中で私も成長してきた。この豊島問題を扱っている過程の中で、廃棄物に対する一般の人々の考え方も成長した。これは後戻りをさせてはいけないものだと思う。

ただ、一方で、廃棄物の問題に対してもそうだし、環境問題に対してもそうだが、結構脆いという印象を持っている。時々話をさせていただくが、例えば燃費偽装の問題とか、排ガスデータの改ざんの問題とか、今までに私たちの立場では考えられないと思っていたようなことを平気でやってしまうような、大企業が、である。そういうご時世で

もあるので、豊島の住民の方にはお願いしておきたいのだが、監視というのが非常に重要なのだと。それは我々一般市民としてもその体制の中に入っていきたいと思っているが、非常に関心の強いものについては、監視をやっていただける方、それが少人数でもいるということが非常に重要で、それによって、脆い環境だとか、今回また別にロシアとウクライナの問題で、平和というのも脆いなという感じを受けた。そういうものをちゃんと守っていく努力をしていかななくてはいけないのだという気がしている。

私たちがもう終活で、そろそろ人生終わりを迎えようかと思った時期になってきた。私も実は3月8日に手術したというのは、これは癌だったものだから、ほかにもちょっと転移が見つかったりなんかしているので、きつともう5年は生きられないなど。調べてみると5年の生存率が5%と出ているから、まあ、いいとこ2、3年じゃないかなと思っている。だから、最終的にこの問題の解決まではとてもお付き合いはできないと思っている。

ただ、あと、遺言ではないが、きちっとやっていただくような方向性だけは確保しながら、最後は地下から見守っていきたいと思っている。

ただ、1つだけ、私は、最初に気になった言葉があって、これは安岐さんに謝っていただかなくてはいけないのだが、さっきかっこいいことを言っておられたが、最初に私が言われたのは、「科学者の良心を示せ」と言われた。こんな高圧的な態度というのはないなという印象を受けていた。

まず、私は科学者ではない。技術屋である。技術屋の命題というのは、発明である。科学者は発見だが、発明で、そういう意味では、私は技術者とは言わず、技術屋である。それ対しても少し違和感を覚えたのを覚えているが、一方で良心を示せ、そんな言い方をされた経験はない。

ただ、この問題にあたるのに、冒頭に申し上げたように、誠心誠意、誠実さをもって、真摯にあたってきたのは、私は誇れるところかなと思っている。今回退任される先生方も、そうした姿勢でやっていただいたと私は常日頃、尊敬の念と感謝の念を持って見ていた。

最後に、安岐さんから一言、あの当時の安岐さんの気持ちは分からないではない。県とあれだけ揉めていた、不信感の状態が続いていたのだろうと思う。あれを第三者にぶつけちゃいけない。あの話を、結局はここまで来て分かったと思うが、我々は裏切ったのだと。裏切ったというのは、要するにあなたの思いを実現したことになったのだろうと、そういう注意事項的な内容と違う行動を我々は取って、ここまで来たのだと思っている。安岐さん、一言、言ってほしい。笑いごとではない。真剣である。

- （豊島住民会議）先生方に誠心誠意やっていただいたことに心から感謝をしている。
- （委員長）いや、笑いごとではない。そういう態度がもう豊島の墮落につながっていく。

○（豊島住民会議）私も 1975 年から 48 年、この事件と関わって、人生の 7 割以上、関わってきた。もう私もそんなに長くはないと思うが、私も誠心誠意、ふるさとに対して誠意を尽くしているつもりである。それ以外の何もものもない。

○（委員長）いやいや、だが、それを言葉で表現するときに、ああいう言葉は、私は言うてはいけないなと思っている。まあ、構わない、それであなたの答えが分かった。

それと同時に、これから豊島を美しい島に取り戻すのだという約束、それは、あなたたちの世代から、次の世代へちゃんと実現を伝えていく。それから、あなたたちがやるべきことはやっていくという、そういう状況を果たして欲しいと思うので、この問題に関して私達も誠心誠意、あなたたちも誠心誠意、取り組んでいくのだということで、これからの事業をやっていこう。ありがとう。

以上をもって、第 18 回となるフォローアップ委員会を終了とさせていただきます。本当に長い間ありがとう。では、これで散会とする。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

委員

委員